

日 弘 埼 第 34 号
令和 7 年 9 月 10 日

各中学校長 様

公益財団法人 日本教育公務員弘済会埼玉支部
支部長 細 田 宏

令和 7 年度「中学生の進学支援事業」の生徒推薦について（通知）

時下、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

当支部では、永年にわたって奨学事業・教育研究助成事業・教育文化事業を始めとして様々な事業を積極的に行い、教育の振興に寄与することに努めてきております。

近年の様々な社会状況の変化の中で、経済的に厳しい家庭が少なからず見受けられます。そのような家庭の子どもたちの進学を側面から支援していくため、当支部は、2006（平成 18）年度から本県の中学校に在学する第 3 学年の生徒を対象として、返還義務を必要としない修学奨励金給付の事業を実施してまいりました。

このような中、今年度におきましても、本事業を実施することといたしました。つきましては、貴職からの生徒推薦についてよろしくお願い申し上げます。

なお、推薦の時期は、令和 8 年 1 月 13 日（火）から 2 月 13 日（金）となっておりますので、ご注意願います。

令和7年度「中学生の進学支援事業」推薦要項

1. 推薦基準

本県に所在する国公立中学校第3学年に在学する生徒で、

- (1) 保護者が死亡・離婚等により両方もしくは片方しかいない家庭の生徒、または病気（交通事故等による怪我も含む）で就労が難しい家庭の生徒であること
 - (2) 生活が困窮し、公的な支援等を受けている家庭の生徒であること
 - (3) 修学の意欲が旺盛で、高等学校等へ進学する生徒であること
- 上記(1)～(3)を全て充足している生徒のうち、校長から推薦のあった者とします。

なお、「公的な支援等を受けている」とは別紙の通りとし、1つでも該当していれば可とします。

2. 給付する人数・奨学金の額

選考の上、310名それぞれに原則として修学奨励金5万円を給付します。

3. 推薦の時期

令和8年1月13日（火）～2月13日（金）

（当日消印有効とします。簡易書留でお送りください）

4. 推薦人数

推薦人数は原則1名とします。止むを得ず2名推薦する場合は、推薦状（様式1）に推薦順位を決めて、ご記入の上ご推薦ください。（3名以上の推薦は不可とします。また、双子の生徒がいる家庭については、1名の推薦とします。）

5. 提出書類

- ① 推薦状（様式1）、② 推薦調書（様式2）、③ 奨学金給付申請書（様式3）

※ ②及び③は推薦する生徒ごとに作成し、提出してください。

6. 推薦調書（様式2）作成の留意事項

- (1) 上記「1. 推薦基準(1)、(2)」については、家庭の状況及び公的支援等の内容（例えば、1人親家庭で、準要保護家庭に認定されている等）を具体的にご記入ください
- (2) 「公的な支援等を受けていること」について別紙参照の上、具体的事実をご記入ください。
- (3) 学校での活動状況についても、具体的事実をご記入ください。
- (4) 進学先が決定していない場合は、「進学先」欄に「未定」とご記入ください。未定者については、県公立高校合格発表前に当支部から、進学先確認依頼の文書・報告用紙を校長宛て送付いたしますので、県公立高校合格発表後速やかに進学先をご報告ください。

7. 書類提出先（簡易書留でお送りください）

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-12-24

公益財団法人 日本教育公務員弘済会埼玉支部 中学生の進学支援事業係

8. 奨学生の選考と結果通知

当支部の選考委員会[令和8年3月11日（水）予定]の選考を経て、支部長が決定し、3月中旬以降に当該校長宛てに通知します。

9. 奨学金の給付等

令和8年3月下旬に校長等の立会いのもと生徒への目録等を伝達します。併せて、「奨学金給付申請書（様式3）」に記載されている銀行口座に送金します。

10. 成果報告書の提出

給付を受けた奨学生は、所定の様式により学習成果等について、支部長に報告するものとします。

(別 紙)

1. 推薦基準（２）の「公的な支援等を受けている」とは、以下のこととします。

- ア. 生活保護世帯
- イ. 児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯
- ウ. 同一世帯全員が市町村民税非課税の世帯
- エ. 児童福祉施設等入所者
- オ. 市町村から就学援助費を受給している世帯
- カ. 遺族基礎年金・遺族厚生年金を受給している世帯
- キ. その他の公的な支援を受けている世帯

※ ア～キについて、その事実を具体的に「推薦調書」にご記入ください。

※ **公的支援がウのみの場合**は、令和７年度「非課税証明書」（令和６年所得分）を添付してください。

※ キの「その他の公的な支援」では、「**特別支援教育就学奨励費**」は除きます。

※ **本要項における「世帯」とは、居住を共にしている場合を含みます。**